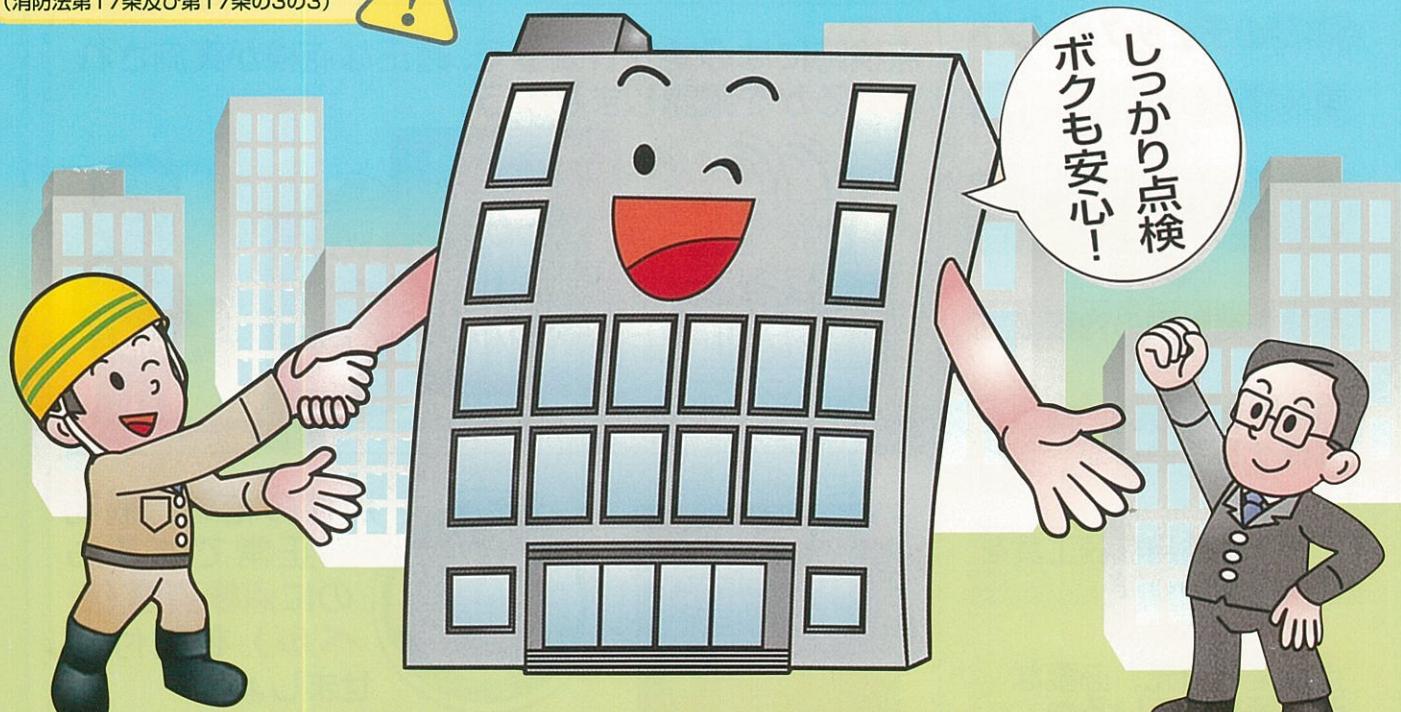


建物の所有者、管理者の皆さんへ

皆さまの生命と財産を火災から守るために

消防用設備等の 確実な点検を!

消防用設備等の適正な維持管理と
点検及び点検結果の報告は、
防火対象物関係者の義務です。
(消防法第17条及び第17条の3の3)



消防用設備等が確実に作動するよう定期的に点検をすることが大切です。
点検の結果は、定期に消防長又は消防署長へ報告

点検の期間

特定防火対象物・非特定防火対象物共に

機器点検 **6ヶ月ごとに1回**

総合点検 **1年ごとに1回**

しなかつたら

消防長又は消防署長への報告期間

特定防火対象物 **1年ごとに1回**
(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)

非特定防火対象物 **3年ごとに1回**
(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

しなかつたら



維持義務違反

■消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかつた者は30万円以下の罰金又は拘留

■その法人に対しても上記の罰金

(消防法第44条第8号、第45条第3号)



点検報告義務違反

■点検の結果を報告せず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留

■その法人に対しても上記の罰金

(消防法第44条第7号の3、第45条第3号)

消防用設備等の点検は、(財)広島県消防設備管理協会の

点検済表示登録会員へ

消防用設備等の点検は、消防庁が定めた**点検基準・点検要領**に従って行わなければなりません。



信頼できる**点検実施者**に点検させましょう。

一定の規模・用途の防火対象物は、有資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)に点検させなければなりません。



点検時のチェックポイント

事前打合わせ

点検実施者の氏名・資格の確認

点検作業計画の内容確認

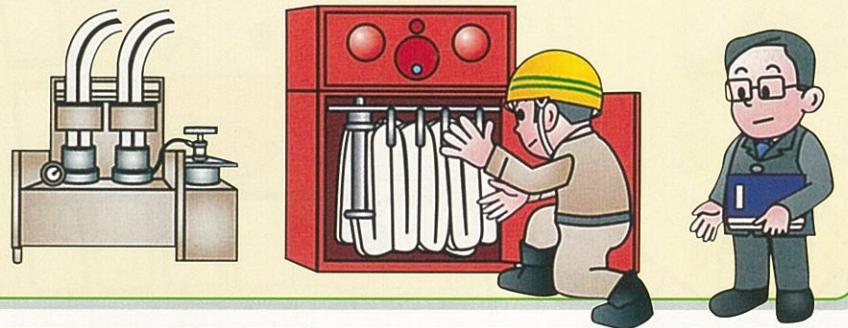
点検基準・要領に基づく点検をしているか

必要な点検用機器工具を使用しているか

点検後の復元、必要な改修等をしているか

点検結果を適正に点検票に記入しているか

点検時には**必ず立ち会って**、適正な点検が実施されているかを確認しましょう。



点検の結果、機能が正常であるものに**点検済票(ラベル)**を貼付せましょう。

点検済票は、広島県消防設備管理協会が発行する損害賠償責任保険付(点検時の事故等を補償するもの)を推奨しています。



緊急の
お知らせ

消火器の訪問点検に ご注意を！

各地で不適正な点検や高額請求の被害が多発しています。
点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆さんにも周知徹底を！

トラブル防止のポイント 契約業者でない場合は…

1 身分証明書等の提示を求める。

2 はっきりと点検を拒否する。

3 契約書にサイン等をしない。

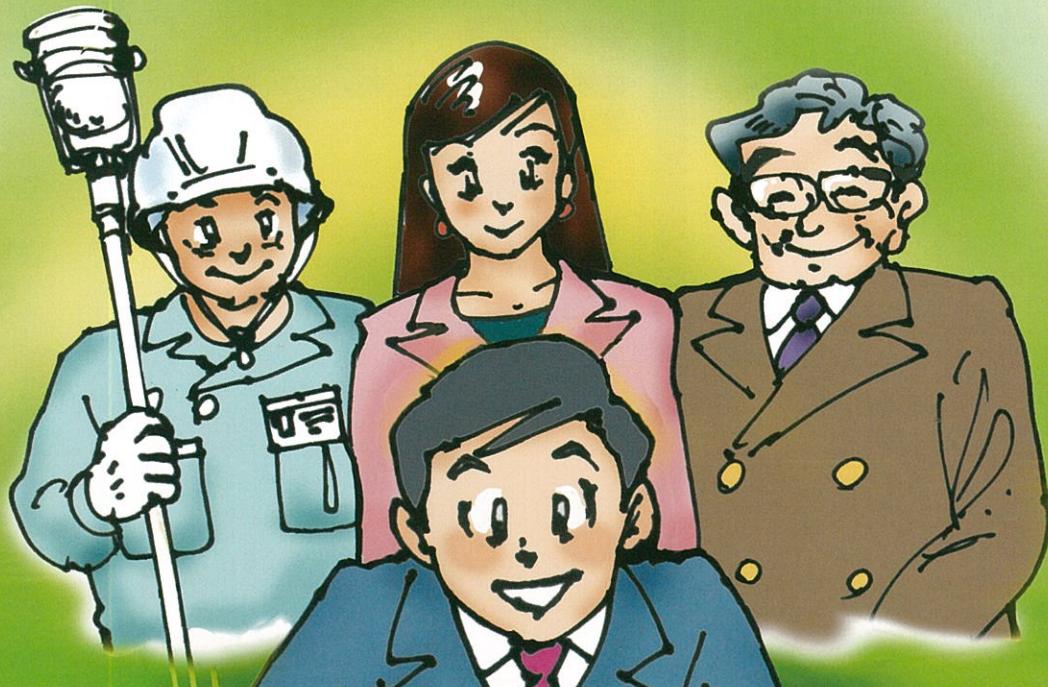
■点検・点検報告に関しては、**県内各消防本部・消防署**又は**財団法人広島県消防設備管理協会**へ
■点検業者・ラベルに関しては、**財団法人広島県消防設備管理協会**にお問合せください。

防火対象物関係者の皆様へ

消防用設備等の

点検報告

消防用設備等の点検及び点検結果の報告は、
防火対象物関係者の義務です。
(消防法第17条の3の3)



消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書

The form contains a large grid of checkmarks (✓) and some handwritten text at the bottom.



一般財団法人
日本消防設備安全センター

消防用設備等の点検時には、必ず立ち会つて適正な点検が実施されなければなりません。

防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置されている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署に報告することが義務付けられています。

点検・報告はなぜ必要なの？

建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



点検・報告はいつ行うの？

点検の内容に応じて、次のように定められています。

●機器点検：6ヶ月ごと

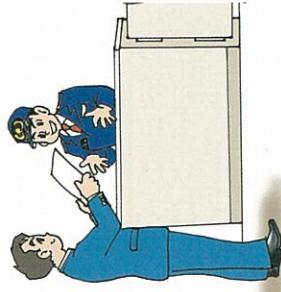
外観や機器の機能を確認します。

●総合点検：1年ごと

機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間

防火対象物の用途に応じて定められています（裏面の表を参照してください）。点検の期間と報告の期間は異なります。



点検実施者の資格は？

消防用設備等を点検するの？

点検を行う主な消防用設備等は、次のようなものです。

●消火設備

消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備など

●警報設備

自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備など

●消防用水

防火水槽など

●避難設備

救助袋・緩降機・誘導灯など

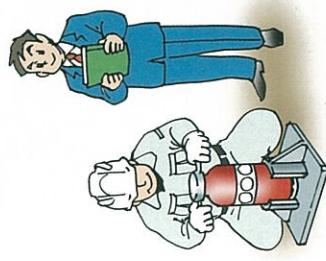
●消防活動上必要な施設

排煙設備・連結送水管など



どのような場合どうするの？

点検の結果、不良個所があつた場合、改修や整備をしなければなりません（消防設備士でなければなりません）改修工事や整備があります。）



特殊消防用設備等の点検
特殊消防用設備等の点検は、設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに点検資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者に点検してもらいます（報告する人は、防火対象物の関係者です。）。

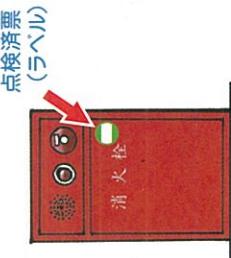
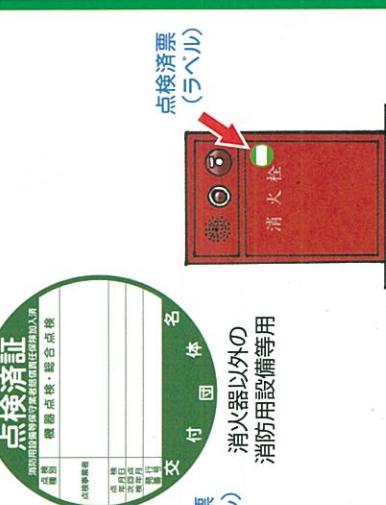
点検の実施

▶事前に打合せ▶実施時には、立ち会う▶点検清票（ラベル）を確認▶終了時には

点検清票（ラベル）

点検の結果、機能が正常であるものには、点検実施者が法令に基づく適正な点検を行った証として、点検清票（ラベル）が貼られます。

点検清票は、各都道府県消防設備協会の表示登録会員となつている消防設備点検事業者が貼ることになります。



- 点検票等に正しく記入されているかを確認します。
- 点検票等は、維持台帳に綴じて保存（注）します。

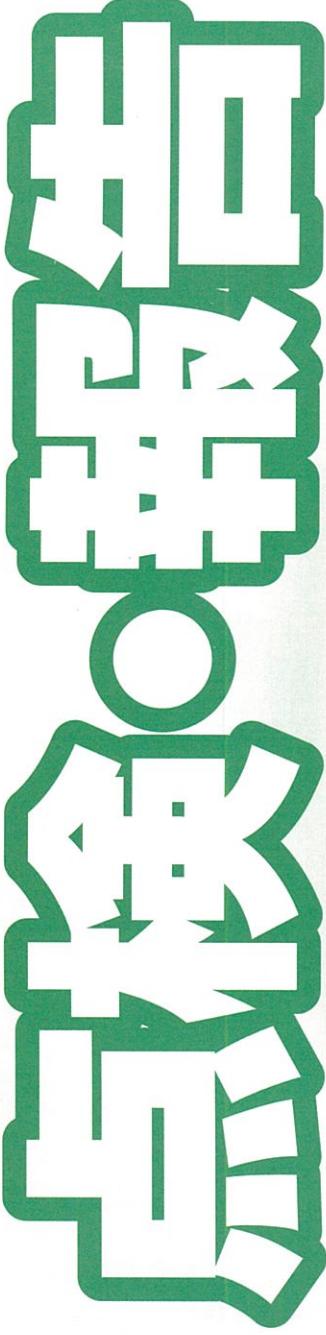
（注）消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの（原則は3年）については点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するたびに、点検清票（ラベル）が貼付されなければよいこととなります。
(平成9年消防予第192号、平成10年消防予第67号)

- 消防用設備等が元の状態に復元されているかを確認します。
- 点検実施者が、点検に必要な器具や資格者免状を所持しているかを確認します。
- 必ず、立ち会つて適正な点検が実施されているかを確認します。

- 点検実施者と日時、手順などを打ち合せます。
- 建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。

防火対象物関係者の皆様へ

消防用設備等の点検結果の報告書



消防用設備等の点検及び点検結果の報告は、
防火対象物関係者の義務です。
(消防法第17条の3)

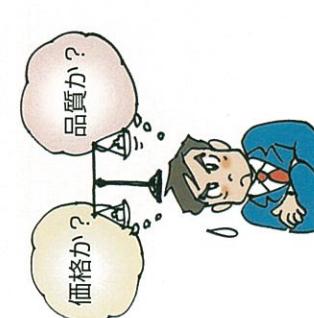
防火対象物 (消防法施行令別表第1)	点検結果の報告期間	防火対象物 (消防法施行令別表第1)	点検結果の報告期間
(1) イ 剧場等		(9) イ 特殊浴場	1年に1回
(1) オ 公会堂等		(10) ロ 一般浴場	
(2) イ キャバレー等		(11) ハ 神社・寺院等	
口 遊技場等		(12) イ 工場等	3年に1回
(2) ハ 性風俗特殊営業店舗等	1年に1回	(12) ロ 映画又はテレビスタジオ	
(2) ニ カラオケボックス等		(13) イ 駐車場等	
(3) イ 料理店等		(14) ロ 航空機格納庫	
(3) ロ 飲食店等		(15) ハ 倉庫	
(4) イ 旅館等		(15) イ 事務所等	
(4) ロ 百貨店等		(16) イ 特定複合用途防火対象物	1年に1回
(5) イ 旅館等	3年に1回	(16) ロ 非特定複合用途防火対象物	3年に1回
(5) ロ 共同住宅等		(16の2) ハ 地下街	1年に1回
(6) イ 病院、診療所、助産所	1年に1回	(16の3) ハ 準地下街	
口 自力避難困難者入所福祉施設等		(17) ハ 文化財	
(6) ハ 老人福祉施設、児童養護施設等		(18) ハ アーケード	3年に1回
(6) ニ 幼稚園等			
(7) 学校	3年に1回		
(8) 図書館等			

〔特定防火対象物〕 〔非特定防火対象物〕



粗雑な点検をさせない
粗雑な点検を行う事業者を選定しない

信頼できる点検事業者を選定し、
適正な点検をさせましょう。



※(平成11年消防予算第145号)



不適正な点検事業者を
やるさない

粗雑な点検を行つて行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会つて、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。※



点検報告義務違反
維持義務違反

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留は拘留
- その法人に対しても上記の罰金 (消防法第44条第11号、第45条第3号)
(消防法第44条第12号、第45条第3号)

お問い合わせ
●信頼できる点検事業者は、都道府県消防設備協会にお問い合わせください。

一般財団法人
日本消防設備安全センター
<http://www.fesc.or.jp>

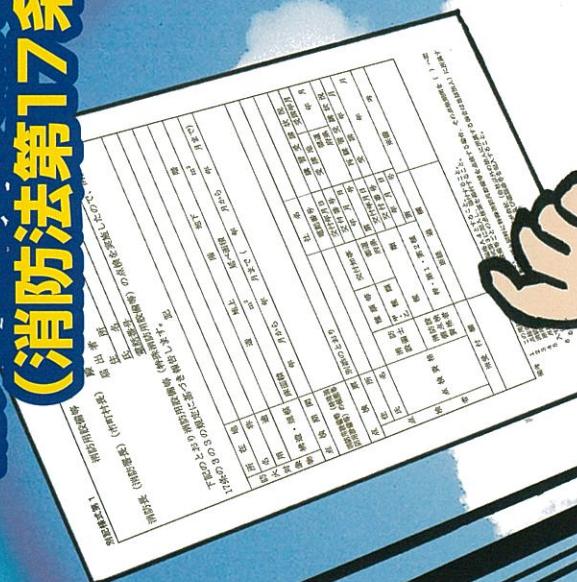
一般財団法人
東京消防生活科学研究所 (専門登録出版業者) 特別登録出(登録)
「消防監査」



消防用設備等の

古本の書く

**消防用設備等の点検結果の報告は、
消防用設備等の点検及び点検結果の報告は、
防火対象物関係者の義務です。
(消防法第17条の3の3)**



防火対象物 (消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間	防火対象物 (消防法施行令別表第1)	点検結果の報告期間
(1) イ	劇場等		(9) イ 特殊浴場	1年に1回
	口 公会堂等		(10) 口 一般浴場	
(2) イ	キャラーレ等	1年に1回	(11) 神社・寺院等	
	口 遊技場等		(12) イ 工場等	3年に1回
(2) ハ	性風俗特殊営業店舗等		(12) 口 映画又はテレビスタジオ	
ニ カラオケボックス等			(13) イ 駐車場等	
(3) イ	料理店等		(13) 口 航空機格納庫	
	口 飲食店等		(14) 倉庫	
(4) イ	百貨店等		(15) 事務所等	
	口 旅館等		(16) イ 特定複合用途防火対象物	1年に1回
(5) イ	口 共同住宅等	3年に1回	口 非特定複合用途防火対象物	3年に1回
	口 病院、診療所、助産所		(16)の2) 地下街	1年に1回
(6) イ	口 自力避難困難者入所福祉施設等	1年に1回	(16)の3) 準地下街	1年に1回
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等		(17) 文化財	3年に1回
ニ 幼稚園等			(18) アーケード	
(7) サ	学校	3年に1回		
(8) サ	図書館等			

(は特定防火対象物 □ は非特定防火対象物)

させない
粗雑な点検をさせない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従つて行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会つて、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。※



※(平成11年消防予第145号)

ゆるさない
不適正な点検事業者を
ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、維持義務違反として罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。

**罰則**

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留は拘留
- その法人に対しても上記の罰金 (消防法第44条第11号、第45条第3号)

お問い合わせ

- 信頼できる点検事業者は、都道府県消防設備協会にお問い合わせください。

消防用設備等の点検時には、必ず立ち会つて適正な点検が実施されるべきよ。

防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置されたことの義務付けられています。

点検・報告はなぜ必要なのです？

建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



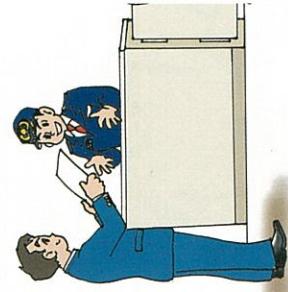
点検・報告はいつ行うの？

点検の内容に応じて、次のように定められています。

●機器点検：6ヶ月ごと
外観や機器の機能を確認します。

●総合点検：1年ごと
機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間
防火対象物の用途に応じて定められています（裏面の表を参照してください）。点検の期間と報告の期間は異なります。



点検実施者の資格は？

消防用設備等を点検するの？

点検を行う主な消防用設備等は、次のようなものです。

●消火設備

消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備など

●警報設備

自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備など

●消防用水

防火水槽など

●避難設備

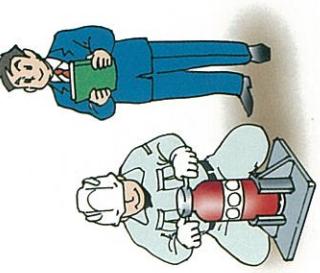
救助袋・緩降機・誘導灯など

●消火活動上必要な施設

排煙設備・連結送水管など

不良箇所がある場合どうするの？

点検の結果、不良箇所があつた場合、必ずやかに改修や整備をしていかなければなりません（消防設備工でなければできない改修工事や整備があります。）。



どのような点検をするの？

消防用設備等を点検するの？

点検を行う主な消防用設備等は、次のようなものです。

●消火設備

消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備など

●警報設備

自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備など

●消防用水

防火水槽など

●避難設備

救助袋・緩降機・誘導灯など

●消火活動上必要な施設

排煙設備・連結送水管など

特殊消防用設備等の点検

特殊消防用設備等の点検は、設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに点検資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者に点検してもらいます（報告する人は、防火対象物の関係者です。）。

点検票（ラベル）

点検の結果、機能が正常であるものには、点検実施者が法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票（ラベル）が貼られます。
点検済票は、各都道府県消防設備協会の表示登録会員となっている消防設備点検事業者が貼ることになります。



▶実施時には、立ち会う▶点検済票（ラベル）を確認▶終了時には



- 点検票等に正しく記入されているかを確認します。
- 点検票等は、維持台帳に綴じて保存（注）します。
- （注）消防長又は消防署長が適当と認めた場合は、1年を経過したもの（原則は3年）については点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけでよいこととなります。

点検の実施

▶事前に打合せ▶実施時には、立ち会う▶点検済票（ラベル）を確認▶終了時には



- 消防用設備等が元の状態に復元されているかを確認します。
- 点検表示制度が活用されている場合には、点検済票（ラベル）が貼付されていることを確認します。
- 点検実施者が、点検に必要な器具や資格者免状を持っているかを確認します。
- 必ず、立ち会つて適正な点検が実施されていることを確認します。

建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。